

平成二十三年二月二十七日

青森県教育委員会第二百八十七回臨時会

期 日 平成二十三年二月二十七日（日）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

報告第一号	議案に対する意見について	1
報告第二号	行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について	(非公開の会議)
報告第三号	保有個人情報一部開示決定処分に対する異議申立てに係る決定について	(非公開の会議)

三 議 案

議案第一号	青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について	(非公開の会議)
議案第二号	学校職員の人事について	(非公開の会議)
議案第三号	学校職員の人事について	(非公開の会議)
議案第四号	青森県立学校学則の一部を改正する規則案	2
議案第五号	青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案	4

四 閉 会

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 平成二十三年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 二 平成二十二年度青森県一般会計補正予算（第七号）案（教育委員会所管分）
- 三 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 四 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 五 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第四号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表第一八甲田校舎の項を削り、同表青森県立青森工業高等学校の項中「青森市篠田三丁目」を「青森

市大字馬屋尻」に、

「

建築科

」

を

「

建築科	都市環境科
-----	-------

」

に改め、同表青森県立五所川原工業高等学校の

項中

「

電子科	情報技術科
-----	-------

」

を

「

情報技術科

」

に改め、同表青森県立十和田工業高等学校の項中

「

機械科

」

を

「

機械・エネルギー科

」

に改め、同表青森県立むつ工業高等学校の項中「設備シス

テム科」を「設備・エネルギー科」に改める。

別表第二青森県立青森若葉養護学校の項中

中学部
三年

を

高等部	中学部
普通科	
三年	三年

に改め、同表青森県立七戸養護学校及び青森県立むつ養護学校の項中

知的障害

を

知的障害
肢体不自由

に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 青森県立五所川原工業高等学校の電子科、青森県立十和田工業高等学校の機械科及び青森県立むつ工業高等学校の設備システム科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

提案理由

青森県立七戸高等学校八甲田校舎の廃止、青森県立青森工業高等学校の移転、青森県立青森工業高等学校等の学科の設置及び廃止並びに青森県立青森若葉養護学校の高等部の設置及び青森県立七戸養護学校等の障害種別の追加に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

議案第五号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項中「教諭」の下に「（高等学校にあつては、教諭、養護教諭、講師（常時勤務の職員及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭又は実習助手）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

提案理由

高等学校において、舎監を命ずる職を拡充するため提案するものである。